

4月は
27日

第4日曜日の 区役所本庁舎窓口開設

【開設時間】午前9時～午後5時

【開設場所】区役所本庁舎1階(国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置)
※本庁舎1階の出入口をご利用ください。

取り扱い事務

必要書類や本人確認書類(代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類)等がないと、届出や証明書等の交付ができない場合があります。事前に必ず担当係へお問い合わせください。

※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

住民記録

▼転入・転出・転居・世帯変更の届出(前住所の区市町村に確認が必要な場合は手続きできないことがあります。国外からの転入は取り扱いません)・▼外国人住民の住居地届(在留カードまたは特別永住者証明書(在留カード等へ切り替える前の方は外国人登録証明書が必要))・▼住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付(請求できるのは、ご本人か同一世帯の家族のみ。広域交付住民票の写しは発行できません)・▼不在住証明書の交付、▼印鑑登録申請・廃止の届出、▼印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証(カード)が必要)、▼自動交付機の利用登録申請、▼住民基本台帳カードの申請・交付、▼特別永住者に関する

申請等

【問合せ】戸籍住民課 住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601へ。

戸籍

▼戸籍届書の預かり(届書の内容確認等は翌開庁日に行います)・▼火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付、▼戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍・除籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しの交付(請求できるのは、その戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族(関係が確認できる書類が必要)のみ)・▼身分証明書、不在籍証明書の交付

【問合せ】戸籍住民課 戸籍係(本庁舎1階) ☎(5273)3509へ。

国民健康保険

▼資格の取得(社会保険等資格喪失証明書が必要。扶養家族がいなくとき退職証明書でも代用)

5月からの休日窓口開設

毎月第4日曜日に開設します(12月は第3日曜日に開設)。取り扱い事務等は毎月15日号の「広報しんじゅく」でご案内します。

【問合せ】戸籍住民課 戸籍係(本庁舎1階) ☎(5273)3509へ。

▼資格の取得(社会保険等資格喪失証明書が必要。扶養家族がいなくとき退職証明書でも代用)

4月27日は国民健康保険料の納付相談も実施します

納付相談も実施します

保険料未納の状態が続くと、次回の保険証の更新時に、通常より有効期限の短い保険証や資格証明書に切り替わる場合があります。また、差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。

この機会に相談においでください。納付も受け付けます。
【日時】4月27日(日)午前9時～午後4時30分
【会場】問合せ「医療保険年金課納付相談係(本庁舎4階) ☎(5273)3873・4530へ。
※保険料の納付相談は、区役所本庁舎休日窓口開設日の5月25日(日)、6月22日(日)にも実施します。
※火曜日は、午後7時まで相談・保険料の納付をお受けしています。

建物の診断結果をご報告ください

特殊建築物 建築設備 昇降機 には 定期的な調査・検査が 義務付けられています

建築物等は、火災や地震等の大きな被害や事故の発生を未然に防ぐため、適切に維持管理することが必要です。

不特定多数の方が利用する特殊建築物、換気設備などの建築設備、エレベーターなどの昇降機の所有者・管理者には、1年または3年に1回、構造や設備等を調査・検査し、結果を区に報告することが建築基準法で義務付けられています。

利用者の安全確保のためにも、定期的な調査・検査と報告をお願いします。

【26年度の報告の対象】右表の特殊建築物等の①～⑤、⑪～⑭と、⑯の建築設備、⑰の昇降機等に該当する建築物等

定期報告の対象となる建築物・建築設備等

用途	報告の対象となる規模	報告時期(下記※1)
①劇場・映画館・演芸場	用途の床面積が200㎡を超えるもの(用途が1階にない建築物は100㎡を超えるもの)	【毎年報告】 11月1日 ～翌年1月31日 26年度の 調査・報告が必要
②観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が200㎡を超えるもの(平屋建てで客席および集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	
③旅館・ホテル	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が3,000㎡(旅館、ホテルは2,000㎡)を超えるもの	
④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	
⑤地下街	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	
⑥病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が300㎡を超えるもの(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	【3年ごとの報告】 28年5月1日 ～10月31日
⑦旅館・ホテル(③を除く)	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が2,000㎡を超えるもの	
⑧学校・体育館	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が2,000㎡を超えるもの	
⑨博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	【3年ごとの報告】 26年5月1日 ～10月31日 26年度の 調査・報告が必要
⑩下宿・共同住宅・寄宿舎の用途と、この表(⑭を除く)の用途の複合建築物	3階以上(⑫は地下または3階以上)にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が500㎡を超えるもの	
⑪百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗(④を除く)	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	
⑫展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	【3年ごとの報告】 27年5月1日 ～10月31日
⑬複合用途建築物(⑩⑭を除く)	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	
⑭事務所・そのほかこれに類するもの	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	【毎年報告】 前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで (遊戯施設等は6か月ごとに報告) 26年度の 調査・報告が必要
⑮下宿・共同住宅・寄宿舎	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	
⑯換気設備(自然換気設備を除く)※2 排煙設備(排煙機・送風機があるもの) 非常用の照明装置 給排水配管設備(給水タンク等を設置するもの)	上記①～⑮の特殊建築物等に設置するもの ※3	
昇降機等※4	⑰エレベーター(工場などの労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く) エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く) 遊戯施設等(乗用エレベーター・エスカレーターで観光用のものを含む)	

※1 新築の建築物の報告時期は、検査済証の交付を受けた直後の時期を除く
 ※2 換気設備は、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられた機械換気設備のみ対象
 ※3 共同住宅の住戸内は定期調査・検査結果の報告対象から除く
 ※4 昇降機は、一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの(例:ホームエレベーター)を除く